

SLOC総務委員会（会則等検討委員会委員長） 新渡戸 剛

(1)

SLOC通信をほとんど読んでいない会員の皆様、今回はもっと読む気のおこらない定款について説明させてください。

昨年設立した一般社団法人「日本臨床整形外科学会」とNPO法人「全国ストップ・ザ・ロコモ協議会」の定款作成に携わってきました。両者の定款（憲法のようなもの）の違いはどんなものでしょう。定款の違いというと難しくなりますが、簡単に言うと設立するのにどこが違うかということです。

さて、設立するのにお金はどちらがかかるでしょう。一般社団のJCOAは定款認証手数料と登記印紙代で11万2千円かかります。ところがNPO法人は定款認証手数料、登記印紙代ともにかからず0円です。お金に関してはSLOCのほうが簡単ですが、設立時に必要な人集めは逆になります。SLOCの設立時必要な構成員は10名以上で設立時必要な役員数は4名です。しかし一般社団のJCOAは設立時必要な構成員は2名以上で、設立時役員は理事1名だけでも設立できます。議決権に関してもSLOCは会員一人一票の議決権がありますが、JCOAは定款で変更できます。

ここまで読んでいただいた会員は少ないと思いますが、最後に設立にかかる期間について書きますので、もうしばらくお付き合いください。

一般社団法人JCOAは書類作成に1～2週間、登記手続きに約1週間の合計2～3週間で手続き完了します。ところがSLOCは書類作成に3～4週間、所轄庁の審査に約4ヶ月、登記手続きに約1週間で設立に最短でも約5ヶ月を要します。

まだまだ書き足りないところが沢山ありますが、興味のおありの方はご質問ください。

(2)

では一般社団法人とNPO法人の差について簡単に説明させてください。

NPO法人は税法で定められた34種類の収益事業をせずに、17分野の非営利活動をする場合は税法上の特典が設けられています。そのためには活動の内容が公益の増進に寄与することが大切です。

「活動に参加する自分たちだけが良くなればよい」ではなく、「自分たちもよくなり、周りの人達にもその良い影響が及ばなければいけない」というものでなければいけません。

逆に一般社団法人は活動の制約が法律上は一切ありません。そのため、NPO法人と同じく「公益の増進に寄与する活動」も勿論出来ますし、NPO法人では認められなかった「特定のものだけが利益を享受できる活動（町内会活動や同窓会活動など）」も問題なく出来ます。

最後にNPO法人ですが、「法人税が課税されない」、「住民法人税の減免制度がある」というのは大きなメリットです。善意で頂いた会費・寄付金で公益活動を行うのに、その会費・寄付金に課税されてはたまったものではありません。公益活動を行い、「世の中を良くする為に活動していくのだ」という団体ならばNPO法人がピッタリの法人格になります。

最後までお付き合いくださった皆様方には心より感謝申し上げます。